

# 令和元年度 入札制度改正

小松市行政管理部管財総務課  
(令和元年5月1日改正)

## 1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の改正

国の中央公契連モデルの改正に伴い、最低制限価格算出要領及び低入札価格調査制度実施要領の設定範囲を改正しました。

- ・設定範囲 70% ~ 90% → 75% ~ 92%

## 2. 総合評価方式入札における低入札調査基準価格の適用

総合評価方式入札については、低入札価格調査制度を適用します。これに伴い、低入札価格調査制度実施要領を改正しました。

## 3. 建設関係業務低入札調査基準価格の設定範囲及び算出方法の改正

国の建設関係業務低入札調査基準価格の改正に伴い、建設関係業務低入札価格調査制度実施要領を改正しました。

- ・測量業務の設定範囲 60% ~ 80% → 60% ~ 82%
- ・地質コンサルタント業務の諸経費の率 45% → 48%

項目	改正前	改正後
地質調査業務	ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額*90% ウ 解析等調査業務費*80% エ 諸経費の額* <u>45%</u>	ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額*90% ウ 解析等調査業務費*80% エ 諸経費の額* <u>48%</u>

## 4. 建設工事の下請負契約における社会保険等未加入者対策

受注者が、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）に加入していない者と下請負契約（一次下請負契約）を締結することを禁止します。これに伴い、小松市建設工事標準請負契約約款を改正しました。

## 5. 現場代理人の適正な配置

現場代理人の常駐義務の緩和について改正します。

- (1)兼務できる件数を2件から3件にします。
- (2)兼務できる工事を小松市発注工事から国・県など他の発注機関も対象とします。

## 6. 適用日

上記 1~3 については、令和元年5月1日以降に行う入札公告又は指名競争入札執行通知から適用します。

## 最低制限価格算出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松市財務規則（昭和58年3月31日規則第12号。以下「財務規則」という。）第104条第1項（第118条において準用する場合を含む。）の規定による工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約について最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第2条 最低制限価格（税抜）（以下「最低制限価格」という。）の算出方法は、次の各号に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）とする。なお、スクラップ処分益が計上されている場合は、次の各号に掲げる額の合計額からスクラップ処分益を控除した額（千円未満端数切り上げ）とする。ただし、その額が予定価格（税抜）（以下「予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）に満たない場合にあつては、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

ただし、建築・設備工事については、直接工事費の10%相当額を現場管理費とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

## 低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小松市財務規則（昭和58年3月31日規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条第2項（第118条において準用する場合を含む。）の規定による工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約について最低の価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合（以下「低入札価格調査制度」という。）の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、小松市契約審査委員会の委員長が必要と判断した建設工事に係る入札とする。

### (低入札価格調査基準価格の算出方法)

第3条 低入札価格調査基準価格（税抜）（以下「調査基準価格」という。）の算出方法は、次の各号に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）とする。なお、スクラップ処分益が計上されている場合は、次の各号に掲げる額の合計額からスクラップ処分益を控除した額（千円未満端数切り上げ）とする。ただし、その額が、予定価格（税抜）（以下「予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）に満たない場合にあっては、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

ただし、建築・設備工事については、直接工事費の10%相当額を現場管理費とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、特別な工事については、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を調査基準価格とする。

### (入札参加者への周知)

第4条 管財総務課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札の前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、事後に要求する資料提出に応じること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札が第6条に規定する変動型失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）を下回ったとき、または、第7条に規定する数値的判断基準に適合しないときは、当該入札者を落札者としなないこと。

### (入札の執行)

第5条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留する旨を告げて入札を終了するものとする。

(失格基準価格)

第6条 前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、入札執行者は失格基準価格を定めるものとする。

2 失格基準価格は、入札価格のうち最低の価格から順位を付した第1位から第6位までの6者の平均価格に0.9を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

ただし、有効入札者が7者未満の場合は、最低の価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.9を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

3 前項において失格基準価格が調査基準価格以上となるときは、調査基準価格を失格基準価格とする。

4 失格基準価格を下回って入札した者は、落札者とししない。

(数値的判断基準)

第7条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札し、かつ失格基準価格以上で入札した者のうち最低価格入札者に対して、入札時に提出された工事費内訳書に基づき、次に掲げる基準（以下「数値的判断基準」という。）に適合するかどうかを確認するものとする。

(1) 直接工事費が、発注者の設計金額の85%以上であること。

(2) 共通仮設費が、発注者の設計金額の75%以上であること。

(3) 現場管理費が、発注者の設計金額の80%以上であること。

(4) 一般管理費が、発注者の設計金額の55%以上であること。

2 数値的判断基準のいずれかに適合しない場合は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、当該最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。

3 前2項の規定は、次順位者の入札額が調査基準価格を下回る場合について準用する。

(総合評価方式の取扱い)

第8条 総合評価方式による入札の場合は、調査基準価格を下回る価格で入札し、かつ失格基準価格以上で入札した者のうち最低価格入札者が、前条第1項により数値的判断基準のいずれかに適合しない場合は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと認め、当該最低価格入札者を失格とし、他の有効入札者のうち総合評価値の最も高い者を落札者とする。

2 前項の規定は、次順位者が調査基準価格を下回る価格で入札した場合について準用する。

(調査の実施及び落札決定)

第9条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、前3条に掲げる基準のすべてに適合するときは、入札者がその入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するため、調査資料の提出を求め  
る通知のあった日の翌日から起算して3日以内（当該期間内に小松市の休日を定める条例第1条第1項  
に規定する休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間）に次に掲げる事項に関する資料等  
を入札者から提出させ、入札者からの聴き取り調査、関係機関への照会等により調査を実施するものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 入札内訳書

(3) 契約対象工事付近における手持工事の状況

(4) 契約対象工事に関連する手持工事の状況

(5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

(6) 手持資材の状況

(7) 資材購入先及び購入先と入札者の関係及び見積書

(8) 手持機械数の状況

(9) 労務者の具体的供給見通し

(10) 過去に施工した公共工事，発注者及び成績状況

(11) 下請契約予定者の状況及び見積書

(12) 経営状況

(13) 信用状況

① 建設業法違反の有無

② 賃金不払いの状況

③ 下請代金の支払遅延状況

(14) 建設副産物の搬出地

(15) 施工体系図

(16) その他必要な事項

2 前項の調査は，管財総務課長，技術監理センター長，当該工事担当検査員，工事設計担当課の課長，工事設計担当者が行うものとし，原則として調査資料を受理した日から7日以内に調査を完了するものとする。

3 第1項の提出期限までに調査資料を提出しない場合又は聴き取り調査に応じない場合等，低入価格調査に協力しない場合は，当該落札候補者を失格とした上で，「小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領」に基づく指名停止措置を講ずることがある。

4 管財総務課長は，第1項の規定による調査結果に基づいた落札の可否について，小松市契約審査委員会の委員長の承諾を得て落札者を決定し，入札者全員に通知する。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第10条 低価格入札者と請負契約を締結するときは，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 小松市財務規則（以下「財務規則」という。）第127条に規定する契約保証金の額は，「契約金額の100分の10以上」を「契約金額の100分の30以上」に，また，小松市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項に規定する契約保証金の額は，「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替えるものとする。

(2) 約款第45条の2第1項の規定による契約解除が行われた場合の請負人が支払うべき違約金は，「請負代金の10分の1に相当する額」を「請負代金の10分の3に相当する額」に読み替えるものとする。

(3) 約款第41条第2項に規定するかし担保責任の存続期間は工事目的物の引渡しを受けた日から，「2年（軽舗装及び木造又はこれに準ずる建物の場合は，1年）」を「4年（軽舗装及び木造又はこれに準ずる建物の場合は，2年）」に読み替えるものとする。

(4) 財務規則第67条に規定する前金払の額は，「請負金額の10分の4以内」を「請負金額の10分の2以内」に読み替えるものとする。

(5) 小松市公共工事の前金払取扱要綱（平成25年4月15日告示第74号）第11条第1項に規定する中間前金払を支出したあとの前払金の合計額は，「請負代金額の10分の6を超えてはならないもの」を「請負代金額の10分の4を超えてはならないもの」に読み替えるものとする。

(6) 入札参加資格審査における配置予定技術者とは別に，同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。

(7) 請負代金債権の譲渡を承諾する対象外の工事とする。

(契約後の取扱い)

第11条 入札執行者は，低価格入札者と請負契約を締結した工事については，第9条第1項に掲げる資料等（以下「提出資料」という。）を監督員に引き継ぐものとする。

2 当該工事を所管する課長「以下「所管課長」という。」は，施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし，その記載内容が提出資料の内容と異なるときは，その理由について確認するものとする。

3 監督員は，工事履行報告書等により工事の進捗状況を入念に確認するとともに，施工にあたっての監

督、検査業務を強化するものとする。

- 4 施工体制（資材納入業者を含む。）に変更が生じた場合、監督員は下請契約関係について事情聴取を行い、その変更が適当と認められた場合は、提出資料の変更届の提出を求め、管財総務課へ合議するものとする。
- 5 施工にあたって、提出資料と異なる場合又は疑義がある場合は、監督員は管財総務課及び技術監理センターへ報告し、管財総務課長は低価格入札者へ書面により改善を求めるものとする。  
なお、改善を求めたにも関わらず改善が認められない場合は「小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領」別表第2（不誠実な行為）の措置を適用するものとする。

（特記仕様書への明示等）

第12条 前条第2項及び第3項に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は、所管課長の求めに応じて、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳を所管課長に提出しなければならないこと。
- (2) 前項の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならないこと。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際してその内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、これに応じなければならないこと。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

## 建設関係業務低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松市財務規則（昭和58年3月31日規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条第2項（第118条において準用する場合を含む。）の規定による業務（以下「業務」という。）の委託契約について最低の価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合（以下「低入札価格調査制度」という。）の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、発注予定金額が50万円以上の建設関係業務に係る競争入札により契約を行う業務とする。

2 小松市請負業者指名審査委員会の委員長が必要と判断した場合は、前項の規定にかかわらず適用することができる。

(低入札価格調査基準価格の算出方法)

第3条 低入札価格調査基準価格（税抜）（以下「調査基準価格」という。）の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別（当該業務の予定価格（税抜）（以下「予定価格」という。）算出の基礎とした業務委託設計書等（以下「業務委託設計書等」という。）に係る業務の種別をいう。）に応じ、業務委託設計書等に基づき算出して得た額とする。ただし、**第1号から第3号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とし、第4号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、**予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とし、第5号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）とする。

(1) 建設コンサルタント業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築又は設備設計業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）

- ア 直接人件費の額
  - イ 特別経費の額
  - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
  - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 補償関係コンサルタント業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接人件費の額
  - イ 直接経費の額
  - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
  - エ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額
- (4) 測量業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接測量費の額
  - イ 測量調査費の額
  - ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- (5) 地質調査業務は次に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）
- ア 直接調査費の額
  - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
  - エ 諸経費の額に **10分の4.8** を乗じて得た額

（入札参加者への周知）

第4条 管財総務課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）が、落札したときは、落札後に要求する資料提出に応じること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札が第6条に規定する失格基準価格を下回ったときは、当該入札者を落札者としなないこと。

（入札の執行）

第5条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留する旨を告げて入札を終了するものとする。

（失格基準価格）

第6条 前条の規定により落札者の決定を保留した場合は、入札執行者は失格基準価格を定め

るものとする。

2 失格基準価格は、入札価格のうち最低の価格から順位を付した第1位から第6位までの6者の平均価格に0.8を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

ただし、有効入札者が7者未満の場合は、最低の価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.8を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

3 前項において失格基準価格が調査基準価格以上となるときは、調査基準価格を失格基準価格とする。

4 失格基準価格を下回って入札した者は、落札者とししない。

（落札者の決定及び通知）

第7条 管財総務課長は、前3条の規定に基づいて落札者を決定し、入札者全員に通知する。

2 落札決定の通知を受けた者は、通知日から起算して7日以内に次に掲げる事項に関する資料等を管財総務課長に提出しなければならない。

(1) 当該価格で入札した理由及び利益見通し（様式1）

(2) 入札金額の積算内訳書（設計書に準じた様式）

(3) 業務実施体制表（様式2）

(4) 業務工程表（様式3）

(5) 手持業務の状況（様式4-1、4-2）

(6) 配置技術者名簿（様式5）

(7) 同種・類似業務実績報告書（様式6）

3 前3条の規定により、最低価格入札者で落札者とししない者に対し、落札者とししない旨を通知する。

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第8条 低価格入札者と委託契約を締結するときは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 小松市財務規則（以下「財務規則」という。）第127条に規定する契約保証金の額は、「契約金額の100分の10以上」を「契約金額の100分の30以上」に、また、契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項に規定する契約保証金の額は、「業務委託料の10分の1以上」を「業務委託料の10分の3以上」に読み替えるものとする。

(2) 約款第43条の2第1項の規定による契約解除が行われた場合の受注者が支払うべき違約金は、「業務委託料の10分の1に相当する額」を「業務委託料の10分の3に相当する額」に読み替えるものとする。

(3) 約款第40条第2項に規定するかし担保責任の存続期間は成果物の引渡しを受けた日から、「3年以内」を「5年以内」に読み替えるものとする。

(4) 財務規則第67条に規定する前金払の額は、「業務委託料の10分の3以内」を「業務委託料の10分の1.5以内」に読み替えるものとする。

(契約後の取扱い)

第9条 入札執行者は、低価格入札者と委託契約を締結した業務については、第7条第2項に掲げる資料等（以下「提出資料」という。）を監督員に引き継ぐものとする。

2 調査職員は、業務工程表等により業務の履行状況を入念に確認するとともに、遂行にあたっての監督、検査業務を強化するものとする。

3 業務実施にあたって、提出資料と異なる場合又は疑義がある場合は、調査職員は管財総務課へ報告し、管財総務課長は低価格入札者へ書面により改善を求めるものとする。

なお、改善を求めたにも関わらず改善が認められない場合は「小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領」別表第2（不誠実な行為）の措置を適用するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

## 小松市発注工事の下請負契約における社会保険等加入対策について

若年者等の新規入職者を拡大し、将来における建設産業の担い手を確保するため、建設産業における雇用環境改善の一環として対策を行うものです。

- 平成31年4月1日以降に契約を締結する全ての市発注工事について、受注者が、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）に加入していない者と下請負契約（一次下請負契約）を締結することを禁止します。
  - 社会保険等未加入の者と下請負契約を締結していた場合は、下請負人に対し、加入指導・関係機関への通報等を行うほか、受注者に対して指名停止等を行う場合があります。
  - 市発注工事を受注された場合は、下請負人の選定について、保険料の領収書等により社会保険の加入状況を確認するなど、十分ご注意くださいようお願いいたします。
- ※ 各保険の根拠法において適用除外とされている者（従業員を雇用していない個人事業主など、法律上の保険加入義務がない者）と下請負契約を締結することは問題ありません。

### 【社会保険等加入対策の確認方法】

受注者から提出された施工体制台帳をもとに加入状況の確認を行ないます。

### 【社会保険等の適用事業所の要件】

社会保険等の加入の有無に関する詳細は、下記資料のほか、所管行政庁にお問い合わせください。

- ・ 社会保険の適用関係について（別添 国土交通省資料）
- ・ 建設業における社会保険加入対策について（国土交通省HP）

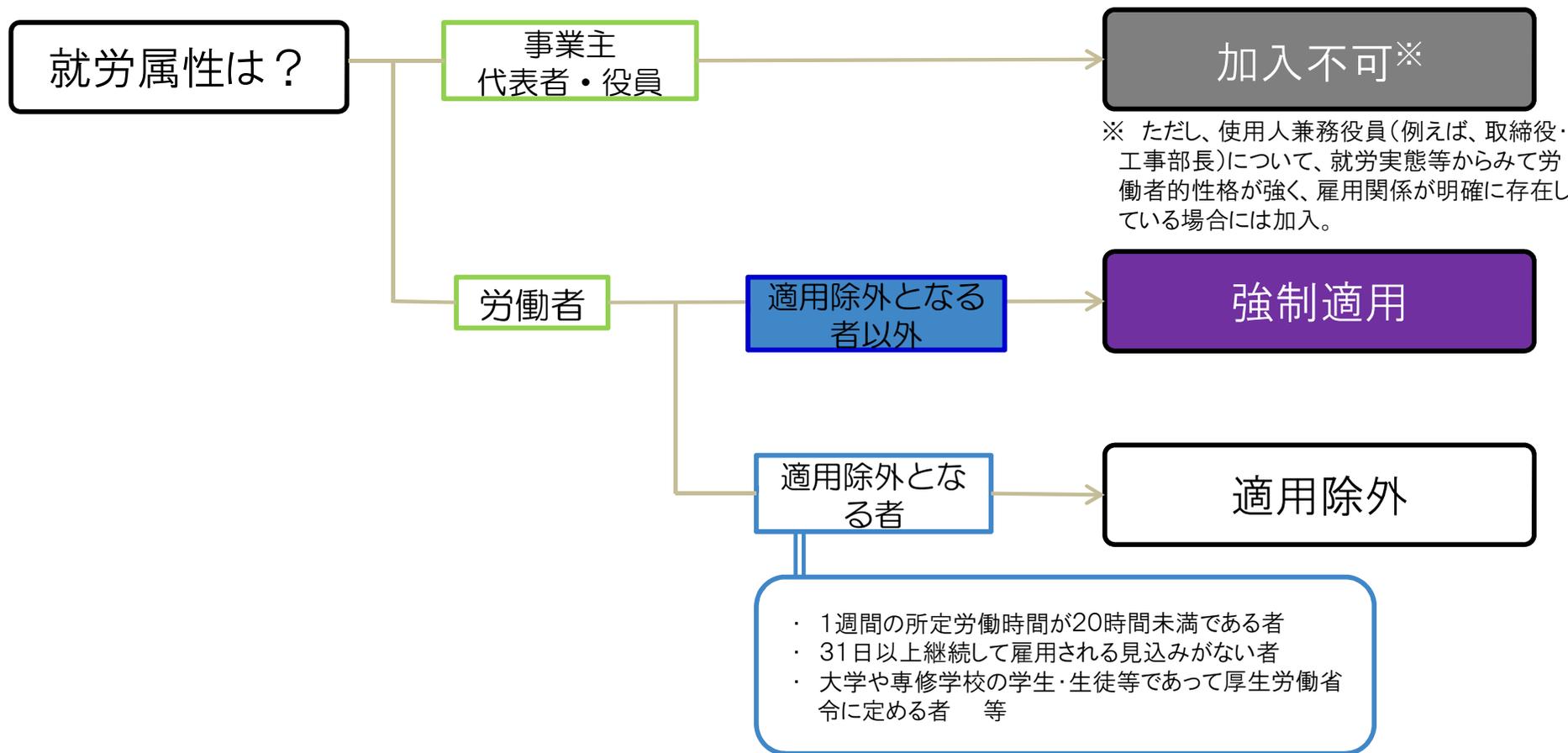
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

雇用保険：公共職業安定所（ハローワーク）

健康保険・厚生年金保険：年金事務所

## ○雇用保険

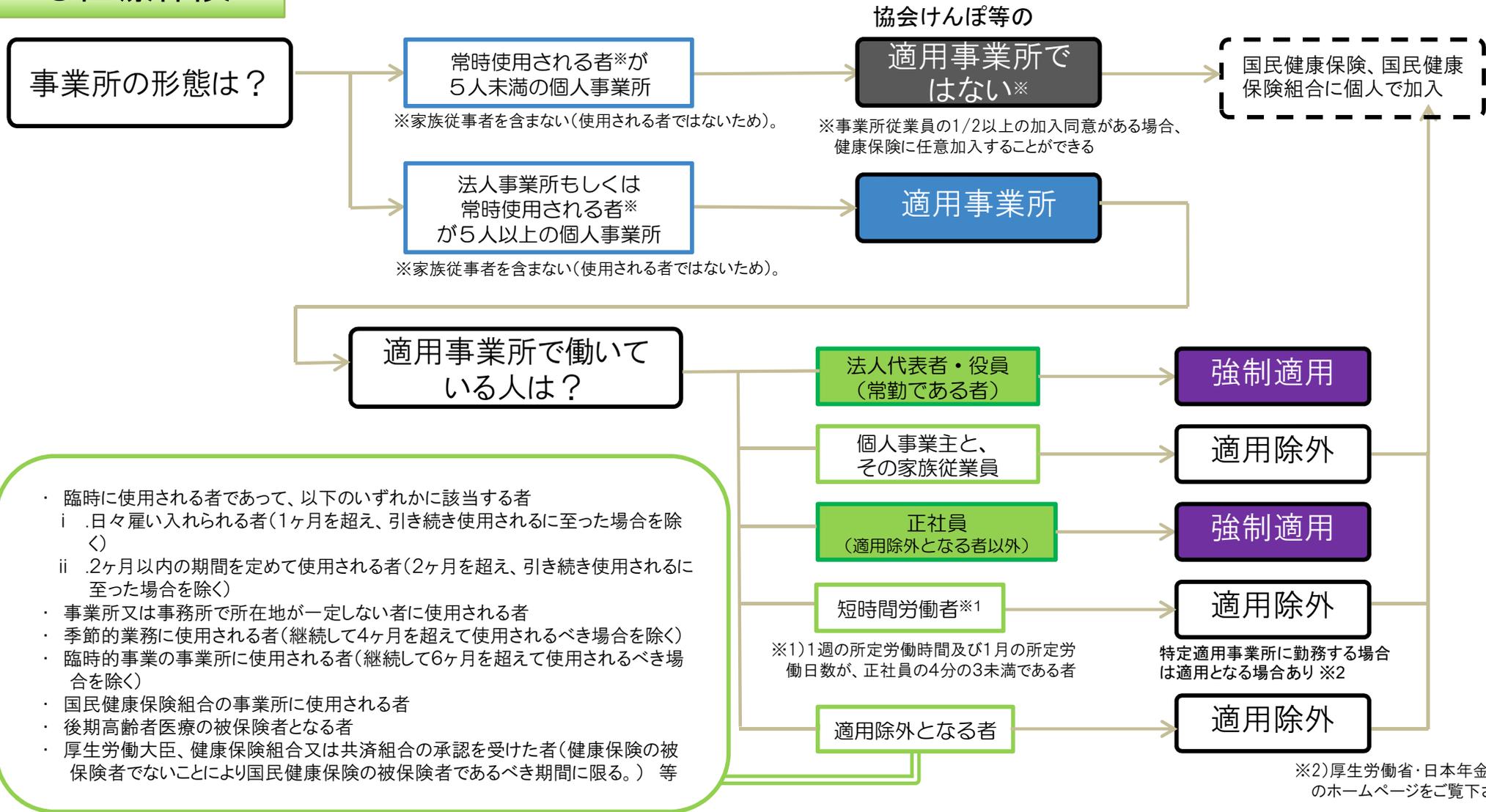
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



- ・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。
- ・平成29年1月1日以降、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

## ○医療保険

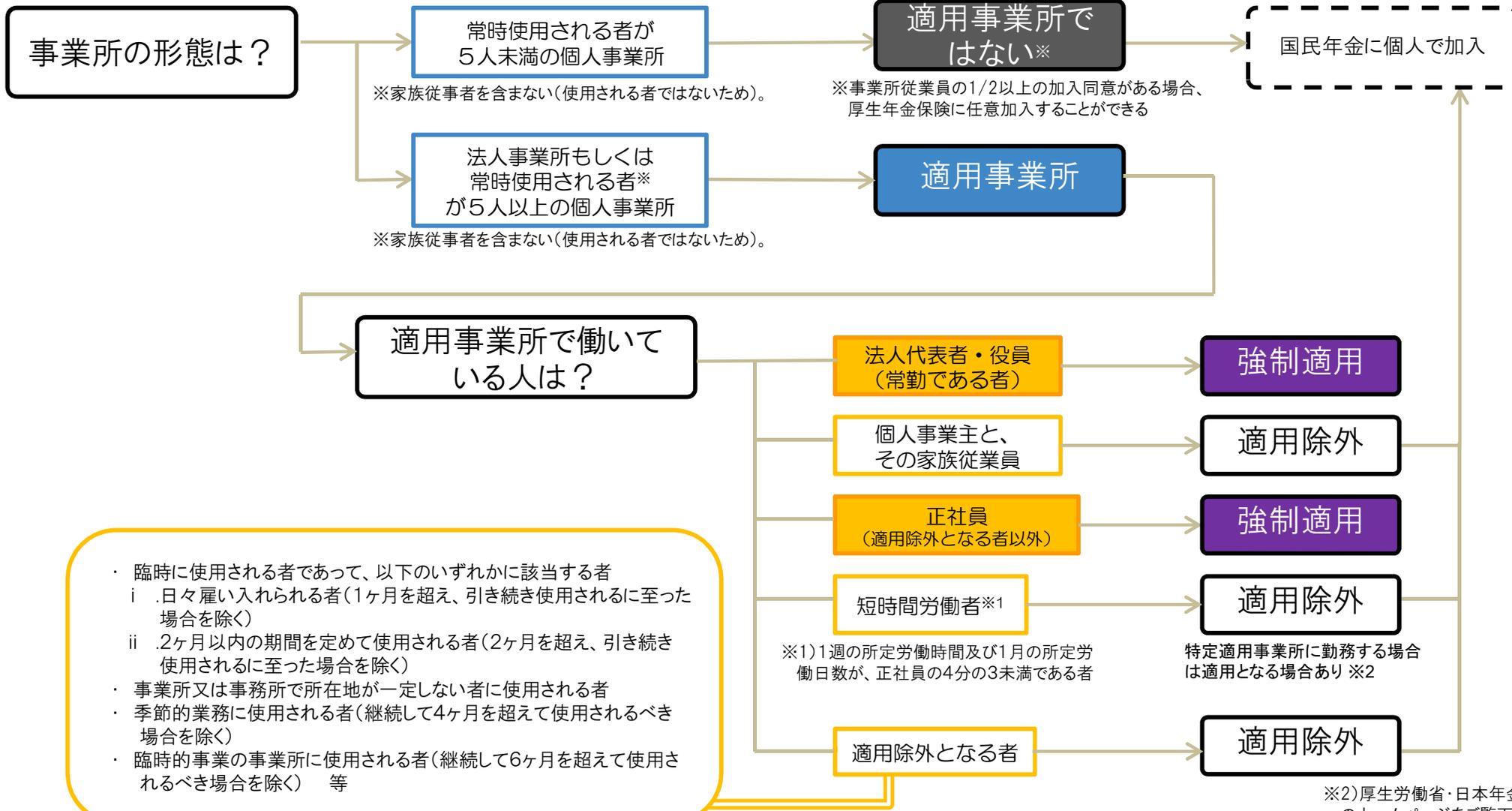
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



- ・ 適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・ 生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

## ○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



・強制適用となる者は、厚生年金保険の被保険者となります。

※2)厚生労働省・日本年金機構のホームページをご覧ください

# 現場代理人の適正な配置について

令和元年5月1日改正  
小松市行政管理部管財総務課

## ◎現場代理人の常駐義務の緩和について

### (1)現場代理人の配置について

小松市発注工事については、請負契約約款（第10条）により、現場代理人の配置を義務づけています。

### (2)現場代理人の常駐義務の緩和について

小松市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いを当面の間決めました。

#### 【常駐義務の緩和要件】

次の①から③の事項の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連携体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

①契約金額が3,500万円(建築一式工事については、7,000万円)未満の工事であること

かつ

②工事現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること

かつ

③発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

### (3)現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の事項の全てに該当する場合、**他の工事（発注機関を問わない。）**の現場代理人を兼務することができます。

◎兼務できる工事の件数 ⇒ **2、3件程度**

◎兼務できる工事の距離 ⇒ 現場間の移動時間が概ね30分以内であること

◎兼務できる工事の契約額

⇒ 契約額が3,500万円(建築一式工事については、7,000万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者でないこと

⇒ 兼務できる工事の契約額の合計は、7,000万円未満であること

### (4)現場代理人の兼務確認申請について

現在、**施工中の工事**に配置している現場代理人を別の小松市発注の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)届」に「現場代理人の兼務確認申請書」（別紙様式1）を添えて提出し、その確認を受ける必要があります。

(5)適用について

令和元年5月1日より適用します。請負契約の時点にかかわらず、現在施工中の工事についても適用されます。